

白河市議会定数条例を制定する 特別委員会の経過と結果について

本特別委員会は、昨年9月定例会において、10名の委員をもって設置されて以来、延べ5回、全て傍聴を許可し委員会を開催しました。

その概要は、次のとおりです。

◆第1回委員会 10月7日

平成22年3月を目途に答申することを確認しました。

「選挙区のあり方、定数をいかにするか、公聴会及び市民アンケートが必要か否か」について、各々の会派に持ち帰り協議することを決定しました。

委員からは、「定数だけではなく、議員報酬や議会は本来どうあるべきかなどもあわせて協議する必要があるのではないか」、「アンケート調査の実施や公聴会を開き市民の声を聞くべきではないか」、「公聴会を開くにしてもメンバーの選出方法の問題などもっと時間が必要ではないか」などの意見がありました。

◆第2回委員会 11月19日

選挙区は「大選挙区」で行

うことに決定しました。

定数は起立採決の結果、賛成多数により削減をすることに決定しました。

なお、公聴会・アンケートについては必要がないと決定しました。

委員からは「中選挙区は過渡的なものなので、大選挙区で行った方がよい」、「会派内で、合併後10年間は中選挙区という意見も出ていたが、合併協定項目にのっとり大選挙区で行った方がよい」、「定数は削減すべきではない。むしろ、大選挙区ならば次回はそのままとし、さらに次の選挙で考えるのであれば道理がある。期限付き条例だったことを理由として、定数を減らす議論は住民の要求にもなっていないと思う」という削減に反対する意見と、「定数削減はやむを得ない」、「大選挙区で行うことになれば、当然、定数減を考えるべきだ」などの削減に賛成する意見がありました。

◆第3回委員会 1月20日

条例案の定数については、起立採決の結果、賛成多数により4名減の26人とすることに決定しました。

委員からは、「合併後、まだ5年経過なので、地域の市民の皆さんの意見を反映させるには、急激な定数減は避けるべきである。今回は、そのことを踏まえて、2名から3名の減とし、さらに、4年後に、2から3名の減とし、2回で4ないし6名の減にする」。

「現状維持とするべきである。議会というものは、地方自治あるいは民主主義を保障するための制度である。むしろ、市民から要らないと言われないような、議会にするか議員であるべきかということが問われている。数と報酬のどちらかを選べと言われたら、報酬を減らした方がよい」という意見がありました。

◆第4回委員会 2月17日

白河市議会議員定数条例の案文について協議し、賛成者の連署をもって3月定例会に議員提出議案として提出することを決定しました。

◆第5回委員会 2月24日

委員長報告の案文の一任と委員長の報告をもって特別委員会の終了を確認しました。以上であります。

◆3月定例会 3月3日

3月定例会開会日に委員長から委員会報告があり、起立

採決の結果、報告のとおり可決しました。

◆3月定例会 3月24日

3月定例会最終日に議会案第1号として、次のとおり提案され、質疑・討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次期選挙から議員定数30人→26人

議会案第1号

白河市議会議員定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、白河市議会議員の定数を26人とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

平成22年3月24日提出

理由

現行条例が現在の議員の任期間の適用であり、新たに白河市議会議員定数条例を制定する必要があるため、白河市議会定数条例を制定する特別委員会の報告に基づき、この条例を制定しようとするものである。